

第 2 4 回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成 2 4 年 6 月 2 5 日（月）午後 3 時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第 1 のとおり

4 議事

(1) 新任委員等挨拶

(2) 議事概要の在り方に関する意見交換

別紙第 2 のとおり

(3) 今回のテーマ（「裁判所へのアクセスについて－裁判所ウェブサイト の在り方（充実策）－」）に関する意見交換

別紙第 3 のとおり

【要旨】

裁判所からのウェブサイトによる情報提供の現状について、事務担当者から説明がされた後、各委員から以下の事項について提案や意見が出された。

◆アクセス数について・・・・・・・・・・ 8 ページ

◆管理者について・・・・・・・・・・ 9 ページ

◆岡山独自の取組について・・・・・・・・ 9 ページ

◆期日情報について・・・・・・・・・・ 1 1 ページ

◆見学・傍聴について（1）・・・・・・・・ 1 2 ページ

◆裁判所の執務時間について（1）・・・・ 1 8 ページ

◆外部リンクについて・・・・・・・・・・ 2 0 ページ

- ◆受付の案内について・・・・・・・・・・ 20 ページ
- ◆見学・傍聴について（2）・・・・・・・・ 22 ページ
- ◆各種申立て等の書式について・・・・・・・・ 24 ページ
- ◆裁判所の執務時間について（2）・・・・ 24 ページ
- ◆見学・傍聴について（3）・・・・・・・・ 25 ページ

(4) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(5) 次回期日

平成24年11月12日（月）午後2時

(別紙第1)

出席者

委員	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	小	川	隆	正
同	下	野	恭	裕
同	富	田	隆	一郎
同	中	田	行	一
同	中	野		惇
同	平	松	敏	男
同	増	井	哲	哉
同	水	上		敏
同	宮	本	英	子
同	山	下	裕	之

(五十音順)

(別紙第2)

《議事概要の在り方に関する意見交換》

【委員長】

前回第23回の議事概要について御意見、御質問等がございましたら、御自由をお願いします。

【A委員】

前回の議事概要を見せていただきまして、一応名前は伏せるということですが、例え私が話しているところは発言内容で大体分かってしまうんじゃないかと思いました。私は構わないんですけども、他の方はそれでよろしいのでしょうか。

【B委員】

これをだれが見るのかなとか、何のために使うのかなということを考えたときに、ウェブサイトで見られるということは分かりましたが、このままでは、正直言ってちょっと長過ぎるなと思いました。ただ、どのような議論がされたかを明らかにするという目的があるのであれば、長くてもしょうがない。

議事概要の前に、その要旨みたいなものがあるのでしょうか、いきなり始まるんですか。

【事務担当者】

詳しいものだけを載せています。要旨というものは載せておりません。

【B委員】

他の団体の議事録を見ることが時々ありますが、それは顕名なので議論がすぐリアルに分かります。私は前回の議事概要を見て、発言者がだれかが特定できるかについては実はさっぱり分からないと思いましたし、それよりもこれが何の話をしているのか、読んだ人は分かるのかなというのが正直な感想ではあります。ただ、今の体裁を否定しているわけではありません。しかし、一般の人がこのウェブサイトに入ってきて、入ったら、すぐ消してしまうんじゃない

ないのかなという感想というか、印象を持ちました。

【委員長】

議事概要を見ていきますと、ページの最初のところに議事録作成に関する意見交換とかという形で、そのテーマについての見出しのようなものがある箇所が何箇所かあるかと思います。それを最初のほうで、目次のように立てるとかということは可能なんでしょうか。

あと、実際の議事からすると、この内容でも、かなり簡略化されたものということなんでしょうか。

【事務担当者】

目次については、1 ページ目に大きな見出しは出てきております。ただ、それ以上の小見出しみたいなものはありません。

議事概要は、一言一句再現したものではなく、趣旨は損なわない程度で、また、発言内容がカットされるということはない程度に、読みやすさの観点からまとめさせていただきました。

【委員長】

このくらい詳細な内容ですと、前から読んでいくと、どのような議論をしていたかはかなり詳細に分かると思います。もちろん、全く関心のない方がぱっと見て一から読んでいただけるかということ、それはちょっと難しいかもしれません。ですから、議事録の趣旨をどこに置くかということになるのかなと思います。

【C 委員】

ここまで詳しく載せるようになったのには、いろいろ経緯があります。これまでの流れとしては、対外的に出すホームページには簡略化した要旨でいいんじゃないかということも議論されました。しかし、細かく載せた方がいいといった意見が出て、そのようなものを載せたこともあります。それだと、逆に分かりにくいということで、多少簡略化したという流れがあります。

私としては本当は外に向けては分かりやすく要旨を載せて、内部的には詳しいのを残しておくのがいいんじゃないかなとは思っています。しかし、そこは工夫すべきで、今出たように、見出しみたいなのをつけるとか、あるいはもうちょっと要旨をまとめたほうがいいのかなと思っています。ただ、今までの過程からいきますと、やはり多少詳しいものは残していただきたいなと思っています。

それから、A委員が言われた、特定して分かってしまうんじゃないかということですが、ある程度は特定して、A、B、Cでもやられたほうがいいのではないかと思います。そこで、どこまで見られているかという問題もあるんですけども、だから要旨を告知して、皆さんに見ていただいたほうが本当はいいんだろうと思っています。

【委員長】

ホームページにはこれとプラスアルファで、さらに簡略化した議事録を載せる必要があるかという点等について何か御意見はございますか。

【D委員】

関心があって、どういった議論がなされているかということでアクセスする人は、簡略であろうが、ある程度ボリュームがあろうが、読むと思います。

その中で、従来のような非常に要約的な、要するにエッセンスだけのような、議論の流れが分からないような議事録を載せても、余り意味がないんじゃないかと私は思っております。読む人は、関心がある人は長かろうが短かろうが読むと思うし、読まない人は短くても読まないと私は考えております。

【B委員】

思いは同じです。つまり、新聞なんかでも、結局見出しがあるから分かりやすいわけなので、あるいは最初に要旨が3行書いてあるから、あとを読もうかなということなので、ヘッダーというんですか、そういうものがあるとよいと思います。

C委員がおっしゃったように、過去の経緯で、今回こういう形でという一定の合意のもとにされてると思うので、そのことに異論はありません。ただ、読んでみると、ちょっとつらいなという思いがあるので、例えばその前に要旨が書いてあるとか、見出しがあるとか、重複してでもそういうものがあれば、いろいろ調べたい人も比較的早く検索などができるし、仮に最後のほうまでずっと読んでいかないと、よく分からないということになる部分があるにせよ、ある程度うまくいくと思います。

【委員長】

ありがとうございます。次回は、見出しがついていて、対応する議事録の例えばページ数を最初に示すとか、議事録の中で、見出し部分については全く同じフォントではなくて、例えばちょっと太字にして、ゴシック体にして見やすくするとか、ちょっと技術的な点で工夫した上で、基本的には詳細なものを今回と同じように載せるという方向でやるということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【委員長】

それでは、今日の議事録につきましては、基本的に前回分と同じで、少し見やすさを工夫していただくということで作成をお願いします。

(別紙第3)

《今回のテーマに関する意見交換》

【委員長】

次に、本日のテーマということで、裁判所へのアクセスについて—裁判所ウェブサイト—inの在り方—というテーマです。

まず、現状の説明を事務担当者からよろしく申し上げます。

<現状の説明>

事務担当者が、裁判所のウェブサイトの現状について、別添の資料に基づいてスクリーンにウェブサイトを投影しながら、裁判所へのアクセス部分を中心に説明した。

<意見交換>

【委員長】

それでは、委員会の議論と意見交換に入らせていただきます。御自由に、どの点でも構いませんので、意見あるいは質問等をよろしくお願ひいたします。

◆アクセス数について

【E委員】

裁判所のホームページというか、岡山地裁のホームページ、この中でアクセス数の多いページ、項目というのはどういったところになるのでしょうか。

【事務担当者】

私が以前に最高裁で担当していた当時の状況で言うと、裁判所のサイトの中では、最高裁のサイトを見られる方がかなり多いです。

その最高裁の中でも、見学・傍聴案内のコーナーのアクセスが非常に多いです。まず最高裁の事件について傍聴を希望する人が、実際に傍聴券の配布とかはどうなってるのかというふうに見られます。それから東京都市圏の小、中学校の社会科見学で、最高裁の見学をされる学校の関係者が申込みの準備などで、見られるのが非常に多いです。

あとは関連サイトで、全国の不動産競売事件の関係の「B I T (ビット)」と言われる不動産競売物件情報サイト、これは、裁判所のサイトとは別ですが、ここに非常に多くアクセスされています。

【委員長】

岡山地家裁のウェブサイトへのアクセスについてはどうでしょうか。

【事務担当者】

地家裁に対して最高裁から、毎月これぐらいアクセス件数があるよという連絡は来ておらず、毎月岡山地家裁の例えばトップページのアクセス数が何件かというのも、こちらでは把握できていないのが現状です。

◆管理者について

【C委員】

ホームページの管理は最高裁だけがやっているということになるんですかね。

【事務担当者】

トータル的な部分につきましては、最高裁のほうでやっていることになりませんが、各地の裁判所の記事につきましては、それぞれ各地の裁判所で編集できるという構成になっています。

◆岡山独自の取組について

【C委員】

岡山地裁独自の内容について、今までどういうものをやられているのか、ただ最高裁が作ったものを、名前を変えとかではなくて、独自に何か特色があるものをやられているのかどうかはどうですか。

【事務担当者】

例えば、「裁判員制度の関連情報」というところで、裁判員制度に関連する行事や、裁判員制度がどういう形で進んでいくのかを記載したイメージシートなどを載せています。

このイメージシートは、裁判員候補者の方に参考にしてもらうだけではなく、

学校の授業などで裁判や裁判員制度について勉強されるときにダウンロードできるようにしています。中国5県では、ほかの裁判所でも同じようなシートを作っているところがありますが、このシート自体を編集したのは岡山地裁です。単にウェブサイトに掲載するだけではなくて、エレベーターの中にも貼って、裁判所内でも同じようになるべく皆さんに見ていただけるような工夫をしています。

今日の資料の1ページ目に、いわゆる「ゆるキャラ」を載せています。岡山地裁のマスコットということで作ったキャラクターです。独自にいろいろな広報や見学会のチラシなどの片隅に載せて、やはり堅いイメージを持たれている裁判所に少しでも親しみを感じていただけるように工夫していますが、ウェブサイトにはその紹介コーナーも作っています。

建物の案内図のコーナーでも、施設紹介のところで、裁判員候補者として裁判所にお見えになられたときに、建物の中のこういったところを御利用いただけるのか、あるいは施設がどうなってるのかというのを、バーチャルツアーほどではないのですが、地下の食堂であるとか、そういったところも含めて御案内しています。

【C委員】

これは初めて見てびっくりしたんですけれども、いいことだと思います。例えばこの委員会で何か意見が出た場合に、それを検討して、採用して、このウェブサイトに掲載していただくことは可能なのでしょうか。最高裁の管理があつてできないのでしょうか。それとも独自の権限みたいなものがあるんですか、地域で載せられるようなものが。

【事務担当者】

岡山地家裁のウェブサイトの中身については、特に毎回最高裁に許可を得ることは必要はなく、メニューが五つ決まっておりますので、その中に入れていけば可能です。

地裁委員会の関係では、議事録を載せておりますが、そこで出た意見について御紹介したりとか、それを踏まえた改善について御紹介したりというのは、いろいろ工夫できる部分だろうと思います。それについて最高裁が管理するということではございません。

◆期日情報について

【A委員】

例えば、裁判員裁判の事件で、いついつからいついつまで、例えば殺人事件で、こういうのをやりますとか、あるいは別に刑事事件について、民事事件は載せられているのかどうか分からないのですが、そういう事件をサイトでアップしてるということはあるんでしょうか。

【事務担当者】

黄色いコンテンツメニューの「見学・傍聴案内」のところの「傍聴券交付情報」というところがあります。裁判員裁判が始まった当初は、ほぼ全事件で傍聴整理券を配るということでしたので、ここに載っていました。ただ、ここに載せているのは傍聴整理券を配布する事件だけです。それ以外に例えば今週1週間、本庁ではこういった事件がありますよとか、そういった一覧表を載せているコーナーはございません。

【A委員】

その関連で質問なんですけど、どういう事件になってくると、傍聴整理券を配ることになるのでしょうか。

【事務担当者】

傍聴整理券を配るかどうかというのは裁判体、裁判長が決めます。最近ほとんどが傍聴整理券を配らない事件ですので、ウェブサイトには載っていないというのが今の岡山地裁の現状です。

【委員長】

傍聴整理券を配らない事件で、こういう事件がありますよという情報をア

ップするという事は、どこの裁判所もやっていないということなんですか。それをやらない理由としては、必要性がないからということなのではないでしょうか。

【事務担当者】

やはりコストパフォーマンスの問題もあると思います。大きな庁になればなるほど、日々の事件数がものすごい量になります。それを自動的にサイトにアップできるシステムは残念ながらありませんので、事務量の点で困難です。一番国民の皆さんの関心があるのは、前もって傍聴券が配られるのか、それとも当日行って、何とか傍聴席が空いていれば見られるのかということではないかという観点、傍聴券を配る事件はこれですよ、というのを何日か前にお知らせするのが重要だという指針で今はやっているところです。

ただ、岡山ではこのように、どういった事件があるのかウェブサイト上は分からないという状況ですが、実際に総務課には電話で、今日裁判を傍聴したいんですけど、あるいは今週何曜日に傍聴したいんですけど、どういった事件が入っていますかという照会が毎日あります。電話での照会に対しては、総務課の担当者が手元に期日簿のコピーを持っていて、御希望は刑事事件でしょうか民事事件でしょうかとお伺いをして、刑事事件であれば、この日にはこういった事件があります、傍聴整理券を配っていない事件がほとんどですので、傍聴席が空いてれば、御自由に見ていただくことができますと御案内しています。

1階の正面玄関を入ったところに守衛受付があり、そこにはその日の期日簿のコピーも用意しています。今日何か傍聴できる事件がないかなと関心をお持ちの県民の皆さんがいらっしゃれば、そこで見て、どんな事件を何号の法廷でやるのかというのは分かります。それぞれの法廷の前には開廷表がありますので、それで今日何時からこういう事件があるということを見ていただけます。

◆見学・傍聴について(1)

【E委員】

今御説明いただいたところなんですけども、岡山地裁のホームページから

「見学・傍聴」のところを開いていっても、最終的に傍聴券の配布があるかどうかのページというのは、裁判員裁判のウェブサイトで管理されている部分になると思います。ということは、最高裁が管理をされていると思いますので、例えばその部分に岡山地裁で今日はこういった公判があるとかというのを岡山地裁のホームページ内で、独自にアップするという事は可能なんではないでしょうか。

【事務担当者】

最高裁のサイトと岡山地家裁のサイトの区別について少し解説しますと、右側のコンテンツメニューが茶色になっているのが最高裁のほうのページ及び裁判所ウェブサイトになっています。右側のコンテンツメニューが黄色になっているのが岡山地家裁のウェブサイトです。岡山の裁判所の「傍聴券交付情報」のページの右側を見ていただくと、茶色になっていますので、これは最高裁がやっている裁判所ウェブサイトの中にあることが分かります。ただ、この中の一件一件の事件の編集については、すべて全国の地方、家庭裁判所で編集しています。岡山地家裁で編集したら、自動的に裁判所ウェブサイトの傍聴券コーナーに載るという形になっています。

【E委員】

私も今日ここに来る前に見ていて、傍聴券交付情報を見た後、また岡山地裁のホームページに戻ろうとするんですけども、前、前、前というふうにやっついていかないと、岡山地裁まで戻ってこなかったりするんで、できれば今の傍聴のところのリンクというのはわずかなところなので、岡山地裁のホームページの中で見ておけば、また別の右側の黄色のリンクのところからすぐに出るようになっておけば、岡山地裁の中でいろいろ動いて、見に行くことができいいのになと思ったというのが感想です。

【委員長】

今の御意見のことは、技術的には可能なんではないでしょうか。

【事務担当者】

岡山地家裁のサイトにもう一つ、岡山地家裁独自で傍聴券交付情報を載せているページを新たに作れば、岡山地家裁、右側の黄色のコンテンツバーがずっと表示されている状況でできると思います。

ただし、1回裁判所のウェブサイトのほうに飛んで、そこから戻ろうと思うと、全国の裁判所に戻る形になってしまいますので、E委員がおっしゃられたようにやらざるを得ないということにはなります。

ですから、傍聴券交付情報、全国のサイトのリンク以外にもう一つ何かページを作って、その一覧表なりを新たに別の作業で作らない限りは、岡山地家裁のずっと右側に黄色のコンテンツバーがある状況では作れないというのが現状だと思います。

【E委員】

岡山の裁判所のトップページの黄色のコンテンツバーの下から二つ目が「見学・傍聴案内」という項目名で、その上に三つ並んでいる茶色のコンテンツバーの三つ目も「見学・傍聴案内」と、同じ項目名になっていて、その上側のほうは、最高裁のほうに飛ぶ分で、下の黄色のところは岡山地裁の中で行くけれども、最終的に最高裁のところに行くというふうになってるような構成だと思うんです。

同じ名前の項目が二つ並んでいると、どっちを見たらいいのかというのが分かりにくいのと、もし地裁の中だけでできるページは黄色のほうで、全国のほうは上の見学というふうに分けられるのであれば、そういったことも可能なんじゃないかなと思ったんですけれども。

【事務担当者】

右側のコンテンツメニューのタイトル名は、最高裁が管理している部分なので、右側のところを編集するのは多分全国的な話になり、難しいとは思いますが、上の部分と黄色のコンテンツバーのタイトルが同じものだ、見にくいと

いう御意見については、こういう意見が地裁委員会で出たということを、最高裁にも報告させていただきます。

【E委員】

お願いします。

【B委員】

私は、今のE委員の意見と一緒になんですけど、いろいろとウェブサイトを見てみました。それで正直一番がっかりしたのが、こっそり1回傍聴してみようかなと思ってウェブサイトを探してみても、何も情報が得られなかったことです。さっきの話だと、電話をすとか、問い合わせをすれば教えていただけるということなんだけれども、これはどこの地裁でも、例えばこういう事件が何日の何時からありますよということをウェブサイトに載せることは皆無なんじゃないでしょうか。

傍聴券の話はよく分かりましたけれども、例えば7月の裁判はこうなっています、これは傍聴可能です、何時から何時までどこどこという情報は、日本国民はどこか、サイトからは得られない情報なんじゃないでしょうか。

【事務担当者】

先ほど説明の中でもありましたけど、件数との兼ね合いがありまして、例えば岡山地裁本庁、あるいは岡山簡裁で、7月に行われる裁判はこういうものがありますということになると、それが数百件、あるいはもっと多いかもしれません。少し関心の高そうなものだけをピックアップして載せるとしても、それもなかなか基準がありませんので、裁判所のほうでピックアップするというのはなかなか難しい面がございます。全部を載せるということになりますと、件数が多い上に、裁判の期日は日々刻々新たに指定されたり、変更されたりして、情報が変わっています。それをアップツーカーで更新するというのはなかなか大変な手間もかかります。恐らく全国ではそれを載せている裁判所は皆無だろうと思います。

【B委員】

思ったのが、要は裁判所に行けば、傍聴なんか幾らでもできるんだとかいう話は確かに聞いたりするし、行けばいいのかなとは思うんだけど、例えばその「傍聴の手引」というのをクリックされたら何が出るんですけど、一般論みたいのが出るんですよね。それで、「傍聴券交付情報」をごらんくださいと言われると、ありませんと出てしまうと、つまり例えば今おっしゃったような、岡山地裁の場合は大体月間何百件あって、こうこうですので、何番にお電話くださいぐらい書いてあると、次のアクションに移ったのかなと思うんだけど、ここで止まってしまうと、結局このサイトからは何も分からないというところで、私の場合は終わったというふうな感じです。その改善の余地というか、何か工夫する余地はあるんでしょうか。

【事務担当者】

実際に傍聴の仕方というのは、恐らく一般の方からすると、非常に分かりにくいし、実際に電話で問い合わせをするのもなかなかしづらいところかと思えます。

こういう流れで傍聴ができますよという御説明は、もう少し工夫ができるのではないかと思っております。岡山の裁判所では具体的にどこに問い合わせ、どこに行けば、例えば、守衛の隣には期日簿を毎日備え置いているとか、そういった情報が、どうすればそれが分かるのかといったところも全く案内がされてないという意味では、非常に不親切だという御指摘はもったもな事だろうと思えますので、その点は検討の余地があるかと思えます。

【A委員】

例えば、刑事事件でしたら、開廷される曜日というのは大体決まっています。そういうことを書いておけば、例えば刑事事件の開廷日は、月曜日と水曜日と金曜日ですよと、大体岡山地裁であれば、朝の9時半、10時前ぐらいから夕方何時ぐらいまでは、大体常時この法廷の刑事事件は見られますとか、そう

いうことを書いておけば、かなりいいんじゃないかなと思います。

民事事件でもそうですし、例えば2時ぐらいに行って見られるのかと、それは多分一般の人は分からないと思いますので、大体常にそういうふうになっているわけではないと思いますけれども、常時こんなふうな状態にあるということを経験として入れておけば、例えば3時ぐらいに行けば、大体見られるんだなということが分かって見に行くことができるとか、そういうことになるんじゃないかなと思います。一応、先ほど技術的にちょっと全件載せるのが難しいということでしたけれども、例えば裁判員裁判対象事件だけ載せるとか、そういうのがあってもいいんじゃないのかなとは思いました。

【事務担当者】

今御指摘の裁判員裁判だけでも載せることができるのではないかという点は、検討させていただきたいと思います。

「担当裁判官一覧」というコーナーを設けておまして、この裁判官は何曜日にもどこの法廷で開廷しておりますという御案内を載せております。この中で、例えば刑事事件を傍聴したいという場合には、第1刑事部で、合議事件というのが主に大きな事件ですけれども、それは毎週、火、水、木、金に100号法廷、あるいは第2刑事部であれば、合議事件は毎週、火、水、木、金に203号法廷で行っていますというところまでは御案内しております。

ただ、何時に行けばあるかというのも一つ一つの事件の指定の状況になりますので、毎週何曜日の何時に行けば刑事事件があるというところまでは、それは決まっていないということになりますので、そこまでをコンスタントに御紹介するというところは、なかなか難しいのかなと思います。

【C委員】

細かいことを見ていないので分かりませんが、A委員が言われた民事、刑事に限らず、例えば10時ごろから5時ごろですか、4時ごろに終わる例が多いですが、そこまでに行けば、裁判は公開で、だれでも自由に見られるんです

よというのははっきり書かれてるんですか。分かりやすく、それをしておく必要があるんじゃないかなと思うんですが。

【委員長】

その点については、裁判は公開なので、要は遠慮なくというか、御自由に傍聴してくださいというようなことの説明はあるんでしょうか。

【事務担当者】

これは裁判所ウェブサイトの「見学・傍聴案内」の中で、「法廷で行われる裁判の手続は、原則としてだれでも見ることができます。」と説明しており、公開されているという点は御紹介してありますが、大体何時から何時までやっていますというところまでは御案内をしていないと思います。

実際のところ裁判所を利用する方であれば、大体10時から5時まで、みっちりはやっていないかとは思いますが、10時から4時までぐらいが裁判が行われているんだということは、知ってる方は知ってると思いますが、一般の方にまではアナウンスをできていないと思います。

【委員長】

その点についてのアナウンスは、岡山地裁の独自のサイトで、さらに加えて案内をするということは、何か技術的、あるいは何か管轄のような問題が生じるんでしょうか。

【事務担当者】

今申し上げました10時から4時ぐらいまでに一般的にやっていますというのは、結果としてそういう運用になっているということで、そういうルールがあるわけではありませんので、そのぐらいの時間に来られれば傍聴できる事件がある場合が多いですよというようなちょっと控え目な説明の仕方ぐらいまでになるのかなとは思いますが、具体的に検討をしたことはございませんので、検討していきたいと思えます。

◆裁判所の執務時間について（1）

【D委員】

それで、ちょっと確認したいんですけど、岡山地裁は何時から何時までが営業時間になるのでしょうか。

【事務担当者】

午前8時30分から午後5時までで、これは全国で基本的に同じです。

【D委員】

これは、その時間であれば、外部の方は自由に出入りできますよということですね。

【事務担当者】

そうです。

【D委員】

ホームページにその記載さえないんですか。どこの役所でも、民間の例えばデパートでも、営業時間とか執務時間とか、何時から何時までというのは必ずホームページには、まず第一に表示をされる部分じゃないかと思うんですけども、利用者の目線ということに立てば、なおさら営業時間というのが一番気になるところだと思うんですが、その表示はないということでしょうか。

【事務担当者】

していません。ただ、岡山の本庁の場合は、宿直態勢をとっていますので、24時間営業です。民事事件についても、例えば何日までに不服の申立てを出さないといけないとか、時効等の関係で申立てをする場合でも何月何日までに訴状を提出しないといけないということがございますので、宿直でも書類を受け取るという態勢にはなっていることもあって、何時から何時という執務時間というような表現はあえてしてないというのが現状です。

【D委員】

それでは、一般の方が何かちょっと様式を取りに来たいなというようなときも、宿直さえ通せば、アクセスはできるということですか。

【事務担当者】

そうではないです。

【D委員】

要するに、書類を届けたりというふうなことであれば、受け入れますよというふうなことです。

【事務担当者】

はい。

◆外部リンクについて

【D委員】

もう一つだけ質問したいんですけれども、岡山地裁のホームページに外からリンクをするのは何か許可の手続が要るとか、そういったものはありますか。例えば岡山弁護士会さんが岡山地裁にリンクを張るとか、〇〇会社さんが裁判所のほうにリンクを張るとかというふうなことをする場合に、事前に許可の手続とか、そういったものは何かあるのでしょうか。

【事務担当者】

例えば「裁判所と特定の関係団体です。」等、誤解を生じるような表示をされなければ、基本的にリンクフリーになっています。

◆受付の案内について

【委員長】

ほかにこうしたほうがよりアクセスしやすくなるんじゃないかという御意見、あるいは改善したほうがいいんじゃないかという点があったら、技術的に可能かどうかはさておいて、意見を言っていただければと思います。

【C委員】

傍聴に直接関係ないかも分かりませんが、1階の受付の問題が出ました。守衛さんの問題、あそこに座られているんですけれども、ほかの庁に比べると、ただ座っているだけのように感じられます。ほかの庁だったら、迷っていると、

その受付の人が来ていただいて、何か御用ですかとか、そういったところまでやってくれるんですけども。エレベーターの奥のほうに裁判所の表示があったりしまして、そこを見ているんですけど、受付からは見にくいかなと思うのですが。弁護士がほかの庁へ行って迷っていても、大阪などでは、すぐにここにありますとか言ってくれるんですけど、岡山の場合、そういうのが余りないのかなという気がするので、何かもう一つ工夫してもいいのかなと思ってるんですけど、どうでしょうか。

【事務担当者】

そこは職員の研修の必要があるかと思いますし、守衛に限らず、庁舎内で迷われている方とか、各フロアの案内板をじっと見られている方を見かけた場合には、職員だれでも、「どこをお探しでしょうか。」と一声かけるように研修等では指導しているところです。特に1階の最初の受付に座っております守衛については、そういうところを徹底していかないといけないと思っております。

ほかの裁判所との比較については、私も余り承知しておりませんが、それは常にそういう姿勢で臨まないといけないということは間違いのないところだと思っておりますので、御意見は承りました。

【F委員】

今のこととちょっと関連するんですけど、1階の受付のところには当日の期日簿みたいなものは置いてあるんですか。

【事務担当者】

置いてあります。

【F委員】

そうすると、何も事件の細かいものを持たないで、関連した人がこんな事件でと言って行けば、どこの法廷かを案内してくれるわけですね。

【事務担当者】

はい。

【委員長】

私も大学で教えている立場から、学生に裁判傍聴を自由に行ってきなさいという指導をするんですが、実際岡山地裁に入って守衛さんに聞いたらいいよと言っても、なかなか聞きづらいと言って、すごすご帰ってくる学生が何人かおられます。それは学生の積極性の問題ということで、こちらの問題ということにはなりますが、先ほどの話ですと、守衛さんにアクセスしやすい環境を作っただけならというのが私の要望として述べさせていただきます。

ほかの点についても御自由にどうぞ。

【F委員】

今の関連で、岡山は、守衛が結構二人のときが多いんです。よく二人でおしゃべりをしている。そうすると、尋ねにくいんです。ほかの庁へ行くと、大体受付は一人なんです。例えば、広島地裁に行っても、表のところにいらっしゃるのは一人で、分からなかったら期日簿を見せてもらって、どこへ行きなさいと案内してもらえるんですけど、岡山は一人のときもあるんですけど、二人でしゃべられていたり、それから二人で同時にこっちを見られると、何となくちょっと目を外して避けて通るというふうなこともあるので、その辺はちょっと考えたほうがいいかなという気はしています。

【事務担当者】

確認等もさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

◆見学・傍聴について（２）

【委員長】

まだ御発言のない委員の方、何か御自由に意見をいただければと思います。

【G委員】

見学のところなんですけども、一般の方が確か10名以上であれば見学できるというふうな表現がどこかに書いてあったと思うんですが、10名未満だったら絶対だめということなんでしょうか。

それから、社会科見学のような感じで、学校が恐らく来られているんじゃないかなと思うんですが、年間どれぐらいの教育機関というか、学校が来られているのか教えていただけたらと思います。

【事務担当者】

最初の10名以上とさせていただきたいというのは、岡山のウェブサイトの中の「裁判所見学を希望される方へ（10名以上とさせていただいています。）」という記載のことだと思います。

これは実際には10名未満、9名だと、だめかということは、そういう対応はしていないのかなと思います。1名、2名でという場合に、毎回職員がついて御説明してというのはなかなか難しい場合もあるんですけども、10名以上じゃないとだめだということではないとしているのが現状だと思いますので、この説明は少し書き過ぎかなということで、検討させていただきたいと思います。

次の、年間どのぐらいの見学があるかという点については、平成22年に岡山の裁判所の総務課受付で裁判所見学に参加された方は、特別な行事を除いて、約1,000名ぐらいです。団体で申し上げると、一般の団体、例えばロータリークラブであるとか、更生保護女性会とか、そういったグループなどが大体14、大学が14、高校が7、小、中学校が6となっております。平成23年も、約1,000名ぐらいの方がお見えになられ、一般の団体が4、大学が13、高校が11、小、中学校が9となっております。

どの裁判所も総務課に受付窓口を持っておりますので、そちらにあらかじめ1か月前とか、2か月前とかにこのあたりの日にちでということをおっしゃっていただければ、小学生の場合であれば、余り難しくないとか、余り過激でない事件とか、そういったふさわしい事件をピックアップして、この時間帯であればこういった刑事裁判が行われるので、このあたりがいいんじゃないでしょうかというような御案内をしたりということは、大体どの裁判所でも対応させ

ていただいていると思います。

【C委員】

今、G委員が言われた10名以上であればというのは、その下に写真がありますが、これは一般の人が裁判官席に座ったりとか、説明もしたり、あるいはラウンドテーブルとか書いてありますけど、そういう詳しい説明や案内をしていただけるのが10名以上の場合と、そういうことなんですか。

【事務担当者】

見学の申込みがございますと、職員とか、あるいは裁判傍聴した後に担当裁判官が直接解説を加えるとか、そういったことをやっておりますので、それについてはできるだけ10名以上の方ということです。通常の傍聴はどなたでも申込みなしでしていただいておりますので、今画面に出ている写真は法壇の上で、裁判官の法服を着ていただいているというところですけど、ここまでするには一応申込みをいただいて対応しているということになります。

◆各種申立て等の書式について

【E委員】

ウェブサイトの構成の②のところなんですけども、各種申立書とか、そういった書式を載せられていると思いますが、個人で申請しようとする、ワードとかエクセルとか、そういったファイルがダウンロードできればありがたいなと思うんですけども、そういうふうにはなっておりますでしょうか。

【事務担当者】

岡山地家裁ウェブサイトで、債権差押の場合にはワードの書式もダウンロードできるようになっております。そのほかでは、PDFだけのものもあるようです。そこはちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

◆裁判所の執務時間について(2)

【委員長】

本日から委員会に参加されている委員で、何か御質問、御意見、アクセスの

しやすさ等、何かございますか。

【H委員】

本当に何も分からないんですが、営業時間が8時半から5時となっています。民間は8時半から5時半までなんですけど、大体国家公務員が優遇されているんですかね。

【事務担当者】

今の8時半から5時までというのは、官庁執務時間として定められていて、全国の行政官庁も含めて、すべてそういう扱いになっていると思います。そういう意味では、国家公務員は優遇されているということになるのかもしれませんが、岡山の裁判所だけがそうしているということではございませんけれども、裁判所は全国一律8時30分から5時までは対応が必ずできるようにという態勢はとっております。

【H委員】

お昼の休憩は、どうなんでしょうか。

【事務担当者】

12時15分から1時までが昼の休憩時間になっておりますけれども、昼に窓口に来庁された方のために必ず職員が対応できる態勢にはしております。

ただ、小さい裁判所で職員数が少ない場合に、必ずしもそこまで対応できない態勢になっている場合もあろうかと思っておりますけれども、昼休みしか来られないという利用者はいらっしゃいますので、できる限り、昼休みでも対応できる態勢にさせていただいてるところです。

【H委員】

ありがとうございました。

◆見学・傍聴について(3)

【委員長】

I委員のほうから何か御意見、御要望等ございますか。

【 I 委員】

先ほどの裁判所見学ですが、来年の2月あたりにうちの団体で見学を一つ企画しているんです。いろいろと御意見を聞かせていただいて、ああ、こういう時期にちょっと総務のほうにお尋ねしたらいいなということを勉強いたしました。

裁判所を一度見学させていただいたらというようなことをずっと申し出ておりました、今年、24年度は一つ入れさせていただきたいと思っておりました。いろいろと聞かせていただいて、勉強になったと思っております。ありがとうございました。そのときにはよろしく願いいたします。

【事務担当者】

いろんなメニューがありますので、一般的に刑事事件の傍聴をされる場合が多いですけれども、民事事件でも対応できますし、ニーズに合わせてメニューを考えさせていただきたいと思います。

【 I 委員】

刑事のほうがいいかと思います。今お話を聞かせていただいていたら、裁判長が裁判について、また御説明なり、質問なりを受けていただけるというような、こういう場が持てたら一番ありがたいんです。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

【事務担当者】

できるだけ対応させていただきたいと思います。

【 J 委員】

法廷傍聴とか、見学の話で、先ほども出たんですけど、ちょっと残念になってまいりまして、私は裁判官としては民事しかやったことがないので、大概皆さん刑事のほうに行かれるんですね。朝出勤したときに、たくさん人がいて、ああ、傍聴だなということで、もしかして私の担当事件か、とかいうことを思うんですけども、実際法廷行ってみると、どなたもおられない。ほとんどそう

ということが多いので、民事のほうも社会見学なり、傍聴をしていただければな、というのが民事をやってる者としての思いです。

ただし、ちょっと民事のほうの方が分かりにくいことは分かりにくいので、大手を振って民事傍聴は分かりやすいですよとはちょっと言いにくいところが残念なんですけれども。

【K委員】

いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。傍聴がしやすいような構成になってない、内容になってないんじゃないかという御指摘をいただきまして、そのとおりでなと思って、反省はしておるところなんでございますが、期日簿自体を載せるということもいろいろ技術的な難しさということについては、既に事務担当者が申し上げたところです。民事の事件で言いますと、期日簿を載せても、事件番号を書いて、不当利得返還請求事件と書いたところで、これは何だということになってそれが傍聴に行く手がかりになるのかなというような問題になります。それは受付に来られても同じなのです。

そういう問題もありますので、どのような記載にするのかということで、ちょっと考えていかなければいけないなと思います。何時から何時に来ればとおっしゃったんですが、民事の関係でいきますと、結構公開をしてない手続、例えば弁論準備手続などもありますので、来られても、実は非公開の手続ばかりでしたというようなことになりかねません。どのあたりまでを書けばいいのかということは、宿題として考えさせていただきますが、開廷時間、開廷場所の関係も確かに傍聴の案内のところからも分かるような方法だとか、いろいろ工夫しなければいけないなということは感じさせられたところで、貴重な御意見をありがとうございました。

【C委員】

ほかの人から相談を受けまして、お聞きしたいんですけど、刑事事件の被害者で、気分が悪くなったりした場合、病院に行くほどでもないという場合に待

機する場所というのは具体的にどういうところがあるのかなということで、分からないと言われてまして、そういう場所というのは確保されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。どうでしょうか。

【事務担当者】

基本的にはいろんなフロアにある待合スペースとかソファーとか、そういったところぐらいしか余りないのが実情です。急を要する場合には、すぐ病院に御連絡をしていただかないといけないでしょうし、ちょっとだけ休憩していただくという場合には待合スペースを御利用していただくのが一番いいのかなとは思っています。

【C委員】

J委員が非常に残念と言われた民事の傍聴について、これは何か分かりやすいモデルケースか何かを作っていただいたらどうかなと思います。私らもよく依頼者から民事事件の相談を受けるんですけども、イメージしているのは大抵テレビで見る刑事事件のことなんです。

ところが、民事事件の傍聴に行くと、訴状陳述なり答弁書陳述なりをして、すぐ終わってしまうと、それはそれで、そういう説明が何かあればいいのかなと、民事事件と刑事事件の違いとかを分かりやすくしていただくと、便利がいいなと思っています。そういうものだということを理解していかないと、何をやっているのか分からなかったという人がほとんどなので、私も自分で何かいい方法ないかなと考えてはみたいと思ってるんですけども、その辺をよろしくお願ひしたいと思っています。

【J委員】

まれに民事のほうの社会見学というものもあることはあるんですけども、そういう場合には、今、C委員が言われたように、分かりやすい証拠調べを聞けば、そこだけで事件が分かるみたいな、そういうものがあればそれでいいですけど、実際問題、ちょうど来られる時間帯と、そういう事件のものが合わない

ことが結構多くて、当日やっている係なり部なり、ずっと照会があったわけです。

そうすると、どの部も係も適さないという話になってくると、あとは難しいものばかりということで、流れてしまうというか、民事の中でも適した事件ということもありますので、一生懸命探して、それからやり方も事前にいろいろ考えた上で、例えば分かりやすい進行にするとか、そういうようなことも考えて、それから終わった後で、さっき法服を着ている写真がありましたけれども、場合によってはそういうこともして、説明をしているという実情です。

【委員長】

では、今日いろんな意見、技術的に可能な限りということに最終的になるのかもしれないけれども、今日の裁判所委員会での意見を踏まえて、特に傍聴等についての御意見が多かったと存じますが、その点については、可能な限り改善をしていただければと思います。

それでは、本日のテーマの意見交換につきましては、これで終了させていただきます。

(別紙第4)

《次回テーマに関する意見交換》

【委員長】

それでは、次回のテーマに関する意見交換と決定ということですが、何か次回のテーマについてふさわしいテーマとか、あるいはこんなテーマを扱ってみたらどうかという御意見がありましたら御自由に提示していただけたらと存じます。

【K委員】

漠然とした考えではございますけれども、今回裁判所へのアクセスについて、ウェブサイトの在り方ということで御検討いただきました。その引き続きというわけではないんですが、このような裁判所の手続を利用されようとする方、あるいはどういう方に裁判所の手続を利用してもらった方がいいのかというようなことで、いろんな関係機関、消費者相談センターに相談に来られる方から、そういう方の中で調停を御利用されるような方がいらっしゃるだろうと思います。例えば、DVの関係で、県の女性センターとか、そういうところもございます。

弁護士会に相談に来られるのか、裁判所に来られるのか、弁護士会ADRに行かれるのか、いろんなルートはあろうかと思っておりますけれども、そういう関係機関と裁判所との、裁判手続を利用してもらうための一つの連携やそのための広報的なスタンスといったものを取り上げるのも一つの方法かなと考えております。

【委員長】

今、K委員のほうから御提案いただきました広報的な観点から、裁判所と関係機関との在り方、大きな意味でアクセス拡充ということだと思います。その点について何か御意見等ございますでしょうか。

【C委員】

広報の在り方ということだけなのか、広報的な在り方の観点から関係機関との何をどうするのかということがちょっとよく分からなかったのですが。

【K委員】

例えば、弁護士会で、法律相談に来られる方に裁判所の手続としてこんなものがあるというようなことを御説明いただく、あるいはそのために裁判所のほうは弁護士会や相談に来られた方に対してどんなことをするのかというようなスタンスについての御意見や弁護士会のほうのお考えを伺う、消費者相談センターについても同じようなことがあろうかと思うんです。

つまり、来られる方のために裁判所からどのような広報的な情報をあらかじめ出しておくことが望ましいのか、あるいはその他裁判所にいろんなことで窓口に来られる方に対して消費者相談センターに御相談をしていただくというような関係でのお互いの広報の在り方、法テラスとの関係もあろうかと思えます。

【C委員】

裁判所の広報との関係で、広報と各関係機関との関係ということですね。裁判所が広報するに際して、そういう理解でいいですかね。例えば、弁護士会とか消費者団体とか、法テラス、いろいろあるわけですが、それでよろしいですか、そういう理解で。

【K委員】

弁護士会、消費者相談センターから、こういうことを裁判所のほうでやってもらうとありがたいというような御意見もあり得るだろうと思っております。

【委員長】

ほかに御意見等ございますでしょうか。裁判所委員会の扱うテーマとして、できる限り余り専門的なテーマではなくて、一般的な市民の立場からアクセス等の議論をしたほうが適切であろうということから考えて、今御提示いただいたテーマもかなり適切なテーマ、しかも今日の議論とつながるテーマと考えま

すので、具体的な内容についてはもう少し資料等を御用意していただくということになるかもしれませんが、大枠としましては、今御提示していただいたテーマで次回意見交換を行うという方法でよろしいでしょうか。

【D委員】

裁判所の運営に専ら限定したテーマじゃなくてもいいわけですね。この委員会のテーマというのは。裁判所オンリーじゃなくて、さっきK委員がおっしゃったテーマで、いわゆるもっと広げて、裁判所の在り方とか、広報の在り方にとどまらず、司法サービスを受けやすい地域づくりといいますか、地域の在り方、もちろん弁護士会とか、司法書士会とか、法テラスとか、警察等関係機関を含めてですけれども、市民の目線に立って司法サービスを受けやすい地域づくりについて、自由に市民の方から御意見をいただくというふうなテーマがあってもいいのかなと、ちょっとK委員がおっしゃったのを膨らませて、対裁判所ということだけじゃなくて、自由な意見交換ができればいいなというふうな気もいたします。

もちろん、消費者生活センターは紛争解決機関ではないんですけど、相談機関としてかかわりはもちろんありますので、そういったところまで含めてやればおもしろい意見が出るんじゃないかなというふうな気がいたします。

【委員長】

先ほどK委員の御提示された関係機関というところと関連するということなんでしょうか。

【K委員】

そこまで広げては考えておりません。

【C委員】

規則では裁判所の運営に関してというのが入ってると思うんですが、そういう意味では余り広げたら、規則上問題はないか、裁判所が広げていいと言ったらいいかなというふうに思ってる場所なんです。

【K委員】

そこは裁判所の運営の問題だろうと思います。御議論をしていただくためには、ある程度絞っておいたほうが意見は出やすいのかなというふうには、私は考えております。

【委員長】

消費者生活センターの観点から、裁判所の在り方を議論するというよりも、消費者生活センターもアクセスの一つの機関として議論の対象とするという御趣旨ととらえてよろしいのでしょうか。

【D委員】

基本的には司法サービスが受けやすい地域づくりというのが非常に大事なんじゃないかなというふうな問題意識があるものですから、それで裁判所というのは、まさに法的な司法サービスを提供する地域のネットワークのある軸になる役を担っておるわけでして、裁判所がそういった格好で、紛争解決機能の核的な役割を果たして、それに弁護士、あるいは司法書士とか、法テラスとか、いろんな機関がかかわって司法サービスが提供されているというふうな意味で、いかにそういった質の高い、信頼できる司法サービスの提供が受けれるような地域にしていくべきか、どうすればできるのか、もちろんそれは委員長がいらっしゃるような公教育を担当されているところも含めてですけれども、そういった意味での連携の在り方というふうな観点が一つイメージとして浮かんだものですから、そういう趣旨で申し上げたところです。

【委員長】

先ほどの関係機関というところをもう少し広げて、でも、基本的には裁判所の在り方から離れないという程度で、抽象的に言うと、簡単なように思えるんですが、具体的にテーマを絞るとなると、なかなか難しいところになるかと存じますので、一応方向性としては、先ほどK委員の御提示いただいたテーマで、そこで裁判所だけに限らず、できる限り関係機関等の関係の在り方にも着目した議論の対

象となるような手がかりを資料として、少しお手数ですが、用意していただけたらと存じますので、テーマとしては抽象的には、先ほどのテーマで次回取り上げてみてはいかがかでしょうか。

〔一同了承〕